

調 査 の 概 要

この「学校基本調査」は、統計法による基幹統計として昭和 23 年から実施しているもので、令和 5 年度の本県の調査概要は次のとおりである。

1 調 査 の 目 的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調 査 の 期 日

令和 5 年 5 月 1 日現在

ただし、卒業後の状況調査については、令和 5 年 3 月に卒業した者の令和 5 年 5 月 1 日現在の状況である。

3 調 査 の 対 象

- (1) 学校教育法第 1 条に定める幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に定める幼保連携型認定こども園
- (3) 学校教育法第 124 条に定める専修学校
- (4) 学校教育法第 134 条に定める各種学校
- (5) 学校教育法第 18 条（就学義務の猶予及び免除）の学齢児童及び生徒

4 百 分 率 の 数 値

小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位までを百分率（％）で表示しているため、構成比の和が 100.0％とならない場合がある。

5 そ の 他

調査結果の概要について、学校種により全ての内容にふれてない部分がありますが、その場合は統計表で確認ができます。

利用者のために

用語の解説

- 1 **教員及び教育・保育職員**とは、校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭、指導教諭、指導保育教諭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、講師、教諭等、保育士及び教育・保育補助員を総称したものである。
- 2 **職員及びその他の職員**とは、教員以外の学校職員を総称し、事務職員、学校図書館事務員、養護職員、学校栄養職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員、その他の職員をいう。
- 3 **単式学級**とは、同学年の児童又は生徒のみで編成されている学級をいう。
- 4 **複式学級**とは、2以上の学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。
- 5 **特別支援学級**とは、学校教育法第81条第2項各号に該当する児童・生徒（知的障害者・肢体不自由者、病弱・身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症・情緒障害者）で編成されている学級をいう。
- 6 **就学免除者及び就学猶予者**とは、市町村教育委員会が就学の免除又は猶予の処置を行った者をいう。
- 7 **年齢区分**は、令和5年4月1日現在の満年齢である。
- 8 統計表中「－」は計数がない場合、「0.0」は計数が単位未満の場合、「…」は計数の出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合を示している。
- 9 %表示の項目は端数を四捨五入しているため、各項目の計が100にならない場合がある。
- 10 本調査における国立の幼稚園、小・中学校及び特別支援学校については、文部科学省が直接調査した数値を含めて掲載した。
- 11 日高村・佐川町学校組合立加茂小学校、同加茂中学校については、学校の所在地のある日高村に計上した。